## 附属書九(第十一章(金融サービス)関係) 金融サービス

保険及び保険関連のサービス

- (a) 元受保険(共同して行う保険を含む。)
- (i) 生命保険
- (i) 生命保険以外の保険
- (b) 再保険及び再々保険
- (c) 保険仲介業(例えば、保険仲立業、代理店業)

(d) 保険  $\mathcal{O}$ 補 助的なサー ・ビス (例えば、 相談サービス、 保険数理サー - ビス、 危険評価サー Ė ス、 請求の 処理

サービス)

銀行サー ビスその他の金融サービス (保険及び保険関連のサー ビスを除く。

- (e) 公衆からの預金その他払戻しを要する資金の受入れ
- (f) 全て 0 種類 の貸付け (消費者信用、 不動 産担保貸付け、 債権買取り及び商業取引に係る融資を含む。)

- g ファイナンス・リース
- (h) 全ての支払及び送金のサービス(クレジット・カード、 旅行小切手及び銀行小切手を含む。)
- (i) 保証
- (j) 自らの又は顧客のために行う次のものの取引 (取引所取引、 店頭取引その他の方法のいずれで行われる

かを問わない。)

(i) 短期金融市場商品(小切手、手形及び預金証書を含む。

- (ii) 外国為替
- ※ 派生商品(先物及びオプションを含む。)
- (iv) 為替及び金利の商品 (例えば、 スワップ、 金利先渡取引の商品)
- (v) 譲渡可能な有価証券
- (m) その他の譲渡可能な証書及び金融資産(金銀を含む。)

(k) 引受け及び売付け並びに当該発行に関連するサービスの提供を含む。) 全ての種類 の有価は 証 券の発行への参加 (公募で行うか私募で行うかを問わず委託を受けた者として行う

- (1) 資金媒介業
- (m)資産運用 (例えば、 現金又はポートフォリオの運用、 全ての形態の集合投資運用、 年金基金運用、 保

管、預託及び信託のサービス)

(n) 金融資産 (有価証券、 派生商品その他の譲渡可能な証書を含む。) のための決済及び清算のサービス

ビスを提供する者による金融情報の提供及び移転、

金融デー

タの処理並びに関連ソフト

ウェアのサービス

(0)

他の金融サー

(p) (e) からのまでに規定する全ての活動についての助言、 仲介その他の補助的な金融サー Ė ス (信用照会及

び分析、 投資及びポ ートフォリオの調査並びにそれらについての助言並びに企業の取得、 再編及び戦略に

ついての助言を含む。)